

平成30年度

包括外部監査結果報告書  
(概要版)

「外部委託に関する事務の執行について」

平成31年3月

呉市包括外部監査人

公認会計士 大 上 功

## 第1 包括外部監査の概要

### 1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

### 2 選定した特定の事件

「外部委託に関する事務の執行について」

### 3 事件を選定した理由

呉市では平成30年度（2018年度）から平成34年度（2022年度）までの5年間を計画期間とした『第3次呉市行政改革実施計画』を策定し、以下の基本方針を掲げている。

第3次呉市行政改革実施計画 基本方針

#### (1) 市民ニーズに対応する行政サービスの提供

開かれた市政の推進と市民の利便性の向上・中核市としての行政サービスの提供

#### (2) 効率的な行政システムの構築

時代の変化に対応した組織体制の整備・事務事業の効率化（民間委託などの推進）

#### (3) 健全な財政運営の確保

歳入の確保・歳出規模の縮減

#### (4) 職員の意識改革と能力開発

人材育成の推進と必要な人材の確保・働きやすい職場環境づくり

よって、外部委託に関する事務の執行が関連する法令等に基づいて適正に処理されているか、また外部委託が有効活用されているか等について監査を実施し、指摘や意見を表明することは、効率的かつ健全な今後の呉市の行財政運営にとって有益であると考え、特定の事件として選定した。

なお、包括外部監査実施期間中に平成30年7月豪雨（西日本豪雨）が発生した。呉市は市内全域で甚大な被害が生じたことにより、その対応を迫られることとなり、復興に係る財政支出面も多額になると思われる。なお一層の効率性が必要となる今後の呉市の健全運営に役立つことを期待する。

## 4 実施した外部監査の方法

### (1) 監査の対象

呉市の予算ないしは決算の歳出に係る「節」の区分として使用されている『委託料』を監査の対象としている。

### (2) 監査の対象から除外した事項

以下の委託料は監査の対象から除外した。

- ① 算定方法が法律によって規定されている子ども・子育て支援法に規定する保育所に対する施設型給付費
- ② 平成30年7月豪雨災害に対する復興作業に従事している土木維持課の委託料

### (3) 監査要点

外部委託に係る事務執行及び管理について、次の着眼点から監査を実施した。

- ① 外部委託の事務に関する法規性に関する検討
- ② 外部委託の公平性に関する検討
- ③ 外部委託の経済性、効率性及び有効性に関する検討

### (4) 監査手続きの概要

監査手続きの主なものは以下のとおりである。

- ① 呉市の財政状況等の概況把握及び外部委託事務に関する規程等並びに平成29年度に呉市が外部委託した一覧表を入手し、全体像を把握した。
- ② 入手した一覧表により、時系列での検討等各種の分析を行い全般的な把握を行った。
- ③ 個別テストの対象となる外部委託を一定の基準により抽出し、管理する担当部署に対して「アンケート」を作成し、担当部署からの回答に対して「チェックリスト」に基づく関連資料の閲覧、検討及び質問を実施した。
- ④ その他監査人が必要と認めた監査手続きを実施した。

## 5 監査対象期間

原則として平成29年度

ただし、必要に応じて平成28年度以前及び平成30年度も監査対象とした。

## 6 包括外部監査の実施期間

平成30年6月1日から平成31年2月28日まで

## 7 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人	公認会計士	大 上 功
監査補助者	公認会計士	山 田 紳 太 郎
監査補助者	公認会計士	武 信 隼 人
監査補助者	公認会計士	黒 田 健 治
監査補助者	税 理 士	松 尾 哲 也

## 8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、本市と包括外部監査人及び補助者との間には、地方

自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第2 監査対象の概要

### 1 呉市の財政状況の現状

呉市の平成27年度から平成29年度までの決算及び平成30年度当初予算における一般会計歳入・歳出の推移は次のとおりである。

呉市の歳入・歳出の推移表（一般会計）

（単位：千円）

区 分	H27年度(決算)	H28年度(決算)	H29年度(決算)	H30年度(予算)
一般会計歳入 (A)	110,158,382	98,269,248	98,050,785	98,830,000
市税	30,799,250	30,880,683	30,698,601	31,157,922
地方譲与税	636,104	604,349	604,144	603,134
利子割交付金	65,651	34,403	67,921	69,384
配当割交付金	180,310	110,247	151,533	137,857
株式等譲渡所得割交付金	162,669	60,075	141,059	131,412
地方消費税交付金	4,653,191	4,099,245	4,158,416	4,168,215
ゴルフ場利用税交付金	25,867	27,099	26,818	25,363
自動車取得税交付金	138,630	134,842	183,379	183,514
国有提供施設等所在市町村 助成交付金	126,492	126,493	128,656	128,656
地方特例交付金	125,207	125,836	139,496	145,857
地方交付税	22,575,437	21,550,968	20,476,319	19,950,000
交通安全対策特別交付金	32,570	31,050	28,059	31,000
分担金及び負担金	1,028,389	987,461	913,607	899,571
使用料及び手数料	2,223,173	2,212,294	2,201,206	2,204,374
国庫支出金	15,364,182	14,953,188	14,731,952	13,565,778
県支出金	5,437,367	5,455,352	5,469,074	6,145,653
財産収入	554,354	1,364,621	884,364	758,888
寄附金	33,401	53,147	81,939	82,500
繰入金	1,611,095	528,048	2,025,714	1,740,500
繰越金	1,645,108	2,145,079	1,374,198	—
諸収入	6,008,135	6,003,968	5,792,630	5,274,322
市債	16,731,800	6,780,800	7,771,700	11,426,100
一般会計歳出 (B)	108,013,302	96,895,050	96,707,990	98,830,000
議会費	627,393	577,760	579,333	595,982
総務費	21,615,807	10,680,147	10,438,242	9,559,294

民生費	34,951,170	35,917,639	36,345,153	36,208,156
衛生費	6,623,679	6,744,654	6,559,401	6,262,108
労働費	569,486	571,969	579,966	577,226
農林水産業費	1,499,806	1,530,439	1,622,483	1,668,815
商工費	5,687,274	5,266,461	6,146,627	5,772,807
土木費	7,815,139	7,863,263	7,070,059	7,170,241
消防費	3,848,787	3,646,006	3,709,532	5,095,871
教育費	7,986,038	6,925,408	7,976,191	10,377,785
災害復旧費	5,807	503,963	49,639	40,000
公債費	14,677,558	14,437,890	13,602,923	13,464,053
諸支出金	2,105,358	2,229,451	2,028,441	1,987,662
予備費				50,000
形式収支 (C=A-B)	2,145,080	1,374,198	1,342,795	0
翌年度に繰り越すべき財源 (D)	149,361	118,507	295,814	—
実質収支 (C-D)	1,995,719	1,255,691	1,046,981	—

歳入金額及び歳出金額は1,000億円前後で推移している。平成26年度から平成27年度は、新市庁舎建設工事のため増額していたが、庁舎完工により平成28年度以降は平成25年度以前と同程度の規模となっている。

呉市の今後の財政状態について、歳入傾向は、人口の減少等に伴う市税の減少、合併算定替えの効果額の減少による普通交付税の減少等、使途が特定されない一般財源の減少が見込まれている。歳出傾向は、呉市職員体制再構築計画の着実な実践による人件費の減少、選択と集中による投資的経費の減少を見込んでいるものの、高齢化等に伴う扶助費の増加は今後も続くものと見込まれている。

平成20年度から実践している財政集中改革プログラムによって市債残高を抑制しているものの、その償還に要する公債費は、引き続き130億円前後で推移するものと見込まれる。

今後は、利用予定のない市有地の売却や公共施設の有効利用などによる財源の確保、職員人件費の縮減、投資的事業の計画的執行、徹底した事務事業の見直しなどによる歳出の抑制、建設地方債の計画的活用による市債残高の抑制、交付税措置のある有利な起債の活用により将来負担の抑制を着実に実践していく必要がある。

呉市の中期財政見通し

一般会計歳入・歳出の財政見通し（平成30年度～平成34年度）

（単位：百万円）

区 分		30年度 (当初予算)	31年度	32年度	33年度	34年度	30～34計
歳入	市税	31,158	31,056	30,866	30,541	30,682	154,303
	地方譲与税・交付金	5,624	5,596	6,599	6,723	6,720	31,262
	地方交付税	19,950	19,410	18,000	17,620	17,270	92,250
	国・県支出金	19,711	20,596	20,437	19,889	19,910	100,543
	繰入金	1,741	10	10	10	10	1,781
	うち財調・減債繰入金	1,700	0	0	0	0	1,700
	市債	11,426	7,483	7,856	7,322	7,206	41,293
	うち臨時財政対策費	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	19,000
	その他	9,220	8,898	8,887	8,854	8,807	44,666
	合計	98,830	93,049	92,655	90,959	90,605	466,098
歳出	義務的経費	54,205	54,191	54,048	53,502	51,857	267,803
	人件費	18,331	17,654	17,798	17,647	16,683	88,113
	扶助費	22,410	22,804	23,186	23,209	23,254	114,863
	公債費	13,464	13,733	13,064	12,646	11,920	64,827
	補助費等	9,408	8,951	9,294	9,213	9,201	46,067
	投資的経費	11,895	7,816	7,727	6,490	6,268	40,196
	その他	23,322	23,644	24,704	24,749	24,801	121,220
	合計	98,830	94,602	95,773	93,954	92,127	475,286
財政収支（歳入－歳出）		0	△ 1,553	△ 3,118	△ 2,995	△ 1,522	△ 9,188
市債残高（年度末）		122,810	117,382	112,909	108,249	104,131	
財政指標	経常収支比率	99.2	100.3	103.0	102.7	100.3	
	実質公債費比率	11.3	10.6	10.0	9.6	9.3	
	将来負担比率	85.8	81.9	78.6	74.7	70.3	
主な一般財源		60,532	59,862	59,265	58,684	58,472	

※平成30年度は当初予算、平成31年度以降は推計額。

※「主な一般財源」とは、市税、地方譲与税・交付金、地方交付税、臨時財政対策費の合算

ア 歳入の見通し

歳入の根幹を成す市税は、景気の回復基調はあるものの、法人市民税の税率改正（引下げ）や固定資産税の評価替等の要因から減少傾向で推移するものと見込まれる。

また、地方譲与税・交付金は、税率引上げによる地方消費税交付金の増加を見込んでいる

ものの、地方交付税が合併算定替の段階的縮減などもあり、大幅に減少する見込みであることから、「主な一般財源」の総額は、減少していくものと見込まれる。

#### イ 歳出の見通し

歳出の義務的経費のうち人件費は、今後も減少傾向で推移するものと見込まれる。

また、公債費も、過去に発行した市債の償還終了や借入利率の低下などにより、減少傾向で推移するものと見込まれる。このため、扶助費が増加傾向で推移するが、義務的経費全体では緩やかに減少していくものと見込まれる。

#### ウ 財政見通しの課題

財政見通しでは、各年度において歳出に対して歳入が不足し、平成31年度（2019年度）から平成34年度（2022年度）の4年間で、約92億円の財源不足が生じるものと見込まれる。

また、今後の社会経済情勢の変化が財政運営に及ぼす影響等にも柔軟に対応していくことが見込まれる。こうした状況にあっても、時代の変化に伴う新たな行政需要に的確に対応していくためには、何よりも健全な財政運営を確保していくことが大切であり、①財政構造の弾力性を確保すること、②財政運営の安定性・継続性を確保することの2つの視点を念頭に置き、健全で持続可能な財政運営に取り組む方針である。

## 2 委託契約について

### (1) 外部委託の法律的位置づけ

自治体の契約は、特に個別法の規定がない限り、私法上の契約と解されるため、公共部門の外部委託についても民法の規定が適用される。その内容は個々の契約で異なるが、多くは委託契約や準委託契約、請負契約に相当する。

### (2) 契約の方法

地方公共団体が契約を締結する方法には、一般競争入札、指名競争入札、随意契約及びせり売りの4つの方法がある（地方自治法第234条第1項）。

同条第2項において、一般競争入札以外の方法は、政令に定める場合に該当するときに限って可能であると規定されている。

### (3) 一般競争入札

一般競争入札とは、入札情報を公告して参加申込者を募り、参加者の間で競争に付して契約者を決める方法である。

### (4) 指名競争入札

指名競争入札とは、発注者である自治体によって指名された者が参加して行う入札によって契約者を決める方法である。

### (5) 随意契約

随意契約とは、競争の方法によらず、任意に特定の相手方を選定して契約を締結する方法であり、一般競争入札を原則とする契約方法の特例方式である。随意契約は、手続きが簡単で、執行経費も少なく、発注者自らが資産、信用、能力等のある相手方を選定できるメリットがある反面、競争性がないため、高額な契約金額になることや、私利を図る不正な行為に陥りやすく、公正な契約の確保が困難となるデメリットがある。

#### (6) せり売り

せり売りとは、買受者が口頭などで価格を競争するものである。これができるのは、動産の売り払いに限られ、性質がせり売りに適している契約について認められる。

呉市において、過去にはネットオークションへ出品されたこともあるが、現在ほとんど利用されていない。

#### (7) 指定管理者制度

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに経費を節減することを目的とし、平成15年6月地方自治法改正により創設された制度である。これにより、それまで管理委託を導入していた施設は、平成18年9月までに、自治体の直営か、指定管理制度のいずれかを選択することとなった。

### 3 外部委託推進のための呉市の取り組み

呉市を取り巻く社会情勢は、人口減少・少子高齢化の進展や行政ニーズの多様化をはじめ、大きく変化するとともに、社会保障関係費や公共施設の老朽化に伴う維持管理経費の増加、地方交付税の合併算定替の段階的縮小などの影響により、引き続き、厳しい財政状況が続くことが見込まれている。

呉市では、こうした社会情勢の変化や厳しい財政の見通しに的確に対応し、自立性の高い持続可能な行財政運営を行うためには、より一層の経費削減と自主財源の確保を図りながら、選択と集中による効果的な業務遂行に取り組むことが不可欠であると考えている。

これまでの行政改革の取り組みを継承しつつ、中核市「呉」として、「市民ニーズに的確に対応できる簡素で効率的な行政システムの確立」を目指すため、呉市では平成30年3月に「第3次呉市行政改革実施計画」を策定し、更なる行政改革の推進に取り組んでおり、事務事業の効率化等の観点から民間委託の推進が図られている。

### 第3 包括外部監査の手法及び手続き

#### 1 具体的な監査の要点

##### (1) 合規性

合規性とは、地方自治法第2条第2項において「普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。」とされているように、法令等に従って適正に処理されているかという観点である。

##### (2) 必要性

必要性とは、公益上の必要性があり、市民にとって役に立つものであるかどうかということである。

##### (3) 経済性

経済性とは、予算の執行がより少なく事務又は事業が遂行できるかという観点である。換言すれば、一般財源の持出しの程度のことである。

##### (4) 効率性

効率性とは、地方自治法第2条第14項において「地方公共団体は、その事務を処理するにあたっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とされているように、成果または結果に対して最小の経費・労力で事業が執行されているかという観点である。

経済性が金額の絶対値に着目するのに対し、効率性は単位当たりのコストに着目するといった違いはあるが、具体的な監査の要点については経済性と重複する。

##### (5) 有効性

有効性とは、事務または事業の成果が十分に発現されているかという観点である。

##### (6) 公平性

公平性とは、特定の者に限定されず、市民に広く便益を享受する機会があるかということである。

#### 2 実施した監査手続き

##### (1) 概要の把握

呉市の、「平成30年度主要事業の概要」「平成30年度予算の概要」を基として、呉市の短期の事業計画を、「呉市事務事業評価シート」「第4次呉市長期総合計画」及び「第3次呉市行政改革実施計画」等により、呉市の現状及び将来像の概要を把握した。

次に、「地方公共団体における契約の定義」及び「呉市事務フローチャート」「呉市契約規則」等により、呉市における外部委託に関する総括的な考え方及び呉市の外部委託の事務の流れについてヒアリングし、委託先の選定から支出負担行為までのあるべき事務の流れを把握した。また、指定管理の協定・指名競争入札・一般競争入札・随意契約・扶助の契約ごとにサンプリングを抽出し、事務の流れを確認した。

その後、監査対象期間である「平成29年度委託料 執行データ」により監査対象の全デ

ータを入手し、全体像を把握した。

## (2) 全般的分析

各種の分析及び検討を実施するため、入手した「平成29年度委託料執行データ」を基に、「アンケート」を作成し、担当課に配布し、その回答を得て、多方面よりの分析を行った。

## (3) 個別テスト

### ①対象となる外部委託の抽出

入手した「平成29年度委託料 執行データ」を利用し、下記の方法により分類し、分類に応じてそのような契約等になった理由を「質問」した。その回答を受けて、金額基準により又は回答内容により監査人が必要と認めた個別テストの抽出を行った。

その抽出結果は次のとおりである。

#### (a) 「指定管理（非公募）」

質問件数34件の内、負担行為額3,000万円以上 6件

#### (b) 契約方法が「入札不成立による随意契約」

質問件数25件の内、負担行為額1,000万円以上 3件

#### (c) 入札業者数又は指名業者数が1者（随意契約・扶助を除く）

質問件数32件の内 4件

#### (d) 契約方法が「随意契約」のうち「契約金額が1,500万円以上」

質問件数76件の内、25件

#### (e) 契約期間「1年以下」で「同一業者に5年以上継続して委託しているもの」

質問件数676件の内、4件

#### (f) 「支出命令済額500万円以上」で「複数年契約」

質問件数500件の内、6件

#### (g) 「再委託 有」

質問件数96件の内、9件

#### (h) 「契約変更 有」

質問件数148件の内、6件

#### (i) 「落札率100%超」

質問件数35件の内、2件

※落札率＝（契約金額÷1.08）／予定価格

#### (j) 「落札率75%未満」

質問件数62件の内、3件

### ②個別調査票の実施

次に、抽出した68件に対して「調査票」を担当課に配賦し、個別の委託内容を把握した。



調査票

〇〇課

No. 契約名

事業内容	
委託理由	
契約先	
契約方法	
当該契約方法に至った理由	
入札（指名）業者数	
予定価格×1.08〔円〕	
予定価格積算方法	
契約金額（税込：円）	
落札率	
契約期間	
契約書の契約年数	
同一契約先との契約年数	
再委託の有無	
契約変更の有無	

金額推移

〔千円〕	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
負担行為額					

理由

--

理由欄：①～⑬の抽出基準に応じて、その理由を具体的にご記載ください

- ① 非公募とした理由
- ② 入札が不成立となった理由
- ③ 抽出なし
- ④ 入札業者数又は指名業者数が1者となった理由
- ⑤ 随意契約とした理由
- ⑥ 抽出なし
- ⑦ 同一業者に継続委託している理由
- ⑧ 複数年契約とした理由
- ⑨ 再委託を認めた理由
- ⑩ 契約変更となった理由
- ⑪ 抽出なし
- ⑫ 落札率が100%を超えている理由
- ⑬ 落札率が75%を切っている理由

#### 個別契約書類

契約書類等を閲覧させてください。

設計書・仕様書、執行伺、審査伺・見積書、執行決裁書類、契約書、支出負担行為書、当該契約の評価（改善）書類、その他

### ③選定した外部委託のチェック

アンケートの実施とともに、委託先の選定から支出負担行為までの書類が綴られているファイルを開覧し、外部委託の事務の内容を「監査人チェックリスト」により確認しながら個別チェックを実施した。

その後、各外部委託の担当課に不明な点や追加の確認事項をヒアリングした。ヒアリングの後、さらに追加で必要と思われる監査手続きを実施することにより、各外部委託に対する最終の指摘及び意見並びにコメントをまとめた。

「指摘」とは、今後何らかの措置が必要と判断した事項であり、主に合规性（法令、条例、要綱等に抵触する事項）について問題がある場合、その他社会通念上相当であるかどうか判断し、何らかの措置が必要とした事項を記載している。

「意見」とは、指摘には該当しないが、監査の結果、何らかの改善、見直しを要望するものであり、今後この意見を受けて呉市において何らかの是正を期待するものである。

## 第4 呉市の外部委託の全般的分析

### 1 委託料の年次推移

平成29年度の委託料は、下表に示すように、一般会計の合計が11,207,778千円、特別会計の合計が1,462,957千円、一般会計・特別会計の合計で12,670,735千円である。地方公共団体の会計は、一般会計と特別会計に区分される(地方自治法第209条)。一般会計は、地方公共団体における基本的な経費を経理する会計をいう。一方、特別会計は、地方公共団体が特定の事業を行う場合、その特定の収入をもって特定の支出に充てる場合など一般の歳入・歳出と分けて経理するもので、法令で義務づけられているものを除くほか、条例でこれを設置することができる。

呉市の人口が減少している一方で委託料の金額が年々増加している理由は、公共施設の指定管理の導入をはじめとしたアウトソーシングの導入、具体的にはクリーンセンターくれの長期包括的管理運営事業などが主な要因である。

委託料年次推移表

(単位：千円)

	一般会計	特別会計	合計
平成23年度	9,092,335	802,134	9,894,468
平成24年度	9,436,619	774,967	10,211,586
平成25年度	10,055,435	767,984	10,823,420
平成26年度	13,574,724	877,090	14,451,814
平成27年度	11,561,967	1,063,523	12,625,489
平成28年度	11,951,585	947,449	12,899,034
平成29年度	11,207,778	1,462,957	12,670,735

※上記決算額は前年度からの繰越を含んでいない

### 2 款別年次比較

一般会計合計ベースでの委託料(現年予算分)を款別に見ると、以下の通りである。

款別年次推移表(特別会計除く)

(単位：千円)

款コード	款名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1	議会費	3,103	3,171	3,137	3,016	4,232	3,870	3,064
3	総務費	750,989	851,684	712,611	1,389,242	1,135,785	1,039,732	991,930
5	民生費	2,837,185	2,798,480	2,913,817	3,177,637	3,490,487	3,210,631	3,123,524
7	衛生費	2,588,960	2,870,516	3,558,539	6,053,809	3,819,842	3,928,888	3,789,794
9	労働費	83,068	57,979	53,735	51,660	46,081	45,548	44,343

11	農林水産業費	318,890	307,136	262,660	278,791	278,904	316,243	327,575
13	商工費	173,203	194,383	189,948	243,316	246,775	256,933	294,188
15	土木費	1,085,162	1,081,400	1,084,184	1,110,317	1,151,017	1,329,042	1,134,176
17	消防費	77,165	51,341	46,544	57,062	68,064	53,609	138,622
19	教育費	1,165,261	1,212,826	1,191,577	1,209,874	1,319,981	1,407,106	1,351,409
21	災害復旧費	9,350	7,702	38,682	0	799	359,982	9,154
<b>合計</b>		<b>9,092,335</b>	<b>9,436,619</b>	<b>10,055,435</b>	<b>13,574,724</b>	<b>11,561,967</b>	<b>11,951,585</b>	<b>11,207,778</b>

※上記決算額は前年度からの繰越を含んでいない

特別会計合計ベースでの委託料を款別に見ると、以下の通りである。

特別会計年次推移表

(単位：千円)

款コード	名称	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
5	離島航路事業	68	182	68	126	0	0	0
7	国民健康保険事業（事業勘定）	187,762	159,765	150,967	186,155	266,876	178,051	543,687
8	国民健康保険事業（直診勘定）	7,099	782	843	788	654	674	671
9	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	0	0	0	0	0	2,074	2,074
11	後期高齢者医療事業	12,091	12,979	14,306	9,403	30,417	10,576	33,183
12	介護保険事業（サービス勘定）	271	231	211	305	186	219	175
13	介護保険事業（保険勘定）	338,841	327,173	328,405	360,253	477,697	450,900	536,271
14	公園墓地事業	776	791	2,015	1,517	4,030	2,587	1,790
15	集落排水事業	48,972	53,992	53,483	59,681	57,580	71,521	82,042
16	地方卸売市場事業	22,563	51,236	50,615	52,060	60,451	52,060	78,797
17	野呂高原ロッジ事業	31,039	29,859	28,057	27,232	27,007	25,896	25,338
19	駐車場事業	106,043	108,330	108,996	111,365	87,431	83,335	83,466
22	港湾整備事業	22,447	22,778	23,039	51,666	43,914	59,404	66,585
28	臨海土地造成事業	0	0	0	0	339	838	804
30	内陸土地造成事業	16,958	0	255	758	0	1,678	894
32	地域下水道事業	7,027	6,869	6,725	15,783	6,940	7,636	7,181
38	財産区事業	177	0	0	0	0	0	0
<b>特別会計計</b>		<b>802,134</b>	<b>774,967</b>	<b>767,984</b>	<b>877,090</b>	<b>1,063,523</b>	<b>947,449</b>	<b>1,462,957</b>

※上記決算額は前年度からの繰越を含んでいない

### 3 部局別の分析

#### 部局別年次推移

(単位：千円)

部局名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
下水道技術部	0	0	51,011	55,534	0	0	0
下水道部	48,972	53,992	0	0	0	0	0
会計課	15,158	15,044	13,429	14,160	17,769	19,017	20,126
学校教育部	85,677	68,343	59,200	63,826	0	0	0
環境部	1,680,687	2,021,761	2,736,657	5,145,308	2,883,330	2,965,369	2,821,403
監査事務局	0	0	126	0	53	0	130
企画部	0	0	0	0	332,778	256,617	266,084
議会事務局	3,103	3,171	3,137	3,016	4,232	3,870	3,064
教育総務部	986,492	1,057,653	1,050,165	1,137,445	0	0	0
教育部	0	0	0	0	406,808	442,167	444,196
経営総務部	0	0	2,472	4,147	0	13,855	22,811
呉市立呉高等学校	3,738	3,887	3,773	7,898	9,349	6,501	4,836
財務部	156,345	123,711	225,067	145,795	178,939	217,457	142,525
産業部	696,666	734,296	692,836	743,067	610,229	687,478	737,831
市民部	366,051	380,563	235,617	233,547	255,943	307,161	308,739
施設管理部	0	0	0	0	57,580	57,666	59,231
消防局	77,165	51,341	46,544	57,062	68,064	53,609	138,622
選挙管理委員会事務局	27,476	22,082	40,212	67,445	36,380	34,200	45,062
総務企画部	279,905	397,905	280,560	931,804	0	0	0
総務部	0	0	0	0	317,206	203,570	214,749
都市部	357,555	323,656	350,593	362,273	337,305	429,037	307,071
土木部	807,285	802,999	797,315	819,035	989,772	1,416,772	1,018,459
農業委員会事務局	7,609	539	467	3,410	789	795	2,501
福祉保健部	4,294,585	4,150,644	4,234,239	4,657,044	5,211,638	4,828,169	5,213,848
文化スポーツ部	0	0	0	0	907,324	955,724	899,447
合計	9,894,468	10,211,586	10,823,420	14,451,814	12,625,489	12,899,034	12,670,735

※上記決算額は前年度からの繰越を含んでいない

部局別を年次推移で分析した時、金額が0となっている理由は部局別の編成を行っているた

めである。部局別の編成を行う理由は、新たな行政ニーズ等に対応するため、機構改革などを行い組織の見直しを行うためである。

#### 4 業務内容の分析

##### (1) アンケート分析

アンケートは、呉市の各外部委託契約の概要を把握し、外部委託分析を実施するための基礎データを入手するための監査手続きである。呉市の「平成29年度委託料 執行データ(現年予算分)」を基に、全ての外部委託契約をアンケート対象とし、各担当課に以下内容について質問し回答を得ている。

- ①契約方法
- ②入札業者数又は指名業者数
- ③予定価格
- ④契約金額
- ⑤契約年数
- ⑥同一委託先との継続契約年数
- ⑦契約年月日
- ⑧再委託の有無
- ⑨契約変更の有無

##### ①契約形態別分析

呉市の外部委託を契約形態別に件数ベース及び金額ベースでまとめた。契約形態は、一般競争入札・指名競争入札・指定管理(公募)・指定管理(非公募)・随意契約・入札不成立による随意契約・扶助・その他である。なお、アンケート対象は現年予算での委託料を対象とし、繰越予算分は対象としていない。

##### 【契約形態別集計表】

契約形態	委託件数(件)		委託金額	
	件数	割合	金額(千円)	割合
一般競争入札	109	3.4%	151,219	1.2%
指名競争入札	301	9.4%	1,559,823	12.3%
指定管理(公募)	32	1.0%	665,606	5.3%
指定管理(非公募)	69	2.2%	782,951	6.2%
随意契約	2,560	80.3%	6,668,689	52.6%
入札不成立による随意契約	25	0.8%	55,108	0.4%
扶助	73	2.3%	2,676,211	21.1%
その他	20	0.6%	111,128	0.9%
合計	3,189	100.0%	12,670,735	100.0%

一般競争入札は、件数ベースで全体が3,189件に対し109件であり3.4%である。金

額ベースで全体の委託料 12,670,735 千円のうち 151,219 千円であり僅か 1.2%である。地方自治法上の原則である一般競争入札は、件数及び金額ともに著しく少ない。

なお、この件数は支出費目等別に計上しているため、実際の契約件数とは異なる。

指名競争入札は、件数ベースで全体が 3,189 件に対し 301 件と 9.4%を占める。金額ベースでは全体の委託料 12,670,735 千円のうち 1,559,823 千円であり 12.3%を占める。

指定管理について、公募による指定管理は、件数ベースで全体が 3,189 件に対し 32 件と 1.0%である。金額ベースでは全体の委託料 12,670,735 千円のうち 665,606 千円であり 5.3%を占める。次に、非公募による指定管理は、件数ベースで全体が 3,189 件に対し 69 件と 2.2%である。金額ベースでは全体の委託料 12,670,735 千円のうち 782,951 千円であり 6.2%を占める。呉市は、指定管理について、平成 15 年 6 月の地方自治法改正により指定管理者制度が導入されて以降、平成 18 年 1 月に策定（平成 21 年 6 月改定）した「呉市指定管理者制度移行計画」に基づき、積極的に同制度を導入し、公の施設の効率的な運営と経費の縮減、市民サービスの向上に努めている。そのため、指定管理が占める件数、金額及びそれらの割合は大きくなることが想定される。

扶助は、主として保育事業に関連する費用である。件数ベースで全体が 3,189 件に対し 73 件と 2.3%を占める。金額ベースでは全体の委託料 12,670,735 千円のうち 2,676,211 千円であり 21.1%を占める。呉市は効率的な行政システムの構築の一環として公立保育所幼稚園の適正配置の実現に向け取り組まれている。具体的には保育所のアウトソーシングなどがあげられる。そのため、扶助については件数、金額及びそれらの割合が増加していくことが想定される。

随意契約は、件数ベースで全体が 3,189 件に対し 2,560 件と 80.3%を占め、呉市の外部委託の大部分が随意契約である。金額ベースでは全体の委託料 12,670,735 千円のうち 6,668,689 千円であり 52.6%を占め、過半数が随意契約である。地方自治法上は、競争入札が原則であり、随意契約の件数及び金額とも減少させる努力が必要と考える。

入札不成立による随意契約は、公募したが要件を満たす入札業者がゼロ等の理由から入札不成立となり随意契約したものである。件数及び金額ともに僅かである。

その他は、委託先が呉市上下水道局など呉市同士の契約であり、地方自治法上の契約でないものをその他としている。

## ②部局別の契約形態分析

呉市の外部委託について、部局別の契約形態ごとに件数、金額及びそれらの割合を以下表に集計した。

【件数：契約形態部局別集計表】

単位：件

部局名	一般競争入札	指名競争入札	指定管理(公募)	指定管理(非公募)	随意契約	入札不成立による随意契約	扶助	その他	合計
会計課	-	1	-	-	5	-	-	-	6
環境部	5	15	-	-	200	1	-	2	223
監査事務局	-	-	-	-	1	-	-	-	1
企画部	-	5	-	-	51	-	-	12	68
議会事務局	-	2	-	-	3	-	-	-	5
教育部	54	61	-	-	147	-	-	2	264
経営総務部	2	-	-	-	-	-	-	-	2
呉市立呉高等学校	1	1	-	-	17	1	-	-	20
財務部	3	10	-	-	61	-	-	-	74
産業部	6	31	16	3	268	2	-	-	326
市民部	14	50	-	1	105	8	-	-	178
施設管理部	-	2	-	-	25	2	-	-	29
消防局	1	3	-	-	52	7	-	-	63
選挙管理委員会	-	8	-	-	30	-	-	-	38
総務部	1	12	-	-	88	-	-	2	103
都市部	3	6	1	-	41	-	-	-	51
土木部	5	65	4	-	357	-	-	1	432
農業委員会	-	-	-	-	3	-	-	-	3
福祉保健部	13	18	6	56	1,004	1	73	1	1,172
文化スポーツ部	1	11	5	9	102	3	-	-	131
総計	109	301	32	69	2,560	25	73	20	3,189

件数ベースでは、福祉保健部の随意契約が1,004件で突出している。理由は、このうち515件が要介護認定訪問調査業務であり、複数の社会福祉法人や医療法人等と単月で随意契約を締結しているためである。

【件数割合：契約形態部局別集計表】

部局名	一般競争入札	指名競争入札	指定管理(公募)	指定管理(非公募)	随意契約	入札不成立による随意契約	扶助	その他	合計
会計課	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	83.3%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
環境部	2.2%	6.7%	0.0%	0.0%	89.7%	0.4%	0.0%	0.9%	100.0%
監査事務局	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
企画部	0.0%	7.4%	0.0%	0.0%	75.0%	0.0%	0.0%	17.6%	100.0%
議会事務局	0.0%	40.0%	0.0%	0.0%	60.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
教育部	20.5%	23.1%	0.0%	0.0%	55.7%	0.0%	0.0%	0.8%	100.0%
経営総務部	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

呉市立呉高等学校	5.0%	5.0%	0.0%	0.0%	85.0%	5.0%	0.0%	0.0%	100.0%
財務部	4.1%	13.5%	0.0%	0.0%	82.4%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
産業部	1.8%	9.5%	4.9%	0.9%	82.2%	0.6%	0.0%	0.0%	100.0%
市民部	7.9%	28.1%	0.0%	0.6%	59.0%	4.5%	0.0%	0.0%	100.0%
施設管理部	0.0%	6.9%	0.0%	0.0%	86.2%	6.9%	0.0%	0.0%	100.0%
消防局	1.6%	4.8%	0.0%	0.0%	82.5%	11.1%	0.0%	0.0%	100.0%
選挙管理委員会	0.0%	21.1%	0.0%	0.0%	78.9%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
総務部	1.0%	11.7%	0.0%	0.0%	85.4%	0.0%	0.0%	1.9%	100.0%
都市部	5.9%	11.8%	2.0%	0.0%	80.4%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
土木部	1.2%	15.0%	0.9%	0.0%	82.6%	0.0%	0.0%	0.2%	100.0%
農業委員会	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
福祉保健部	1.1%	1.5%	0.5%	4.8%	85.7%	0.1%	6.2%	0.1%	100.0%
文化スポーツ部	0.8%	8.4%	3.8%	6.9%	77.9%	2.3%	0.0%	0.0%	100.0%
総計	3.4%	9.4%	1.0%	2.2%	80.3%	0.8%	2.3%	0.6%	100.0%

外部委託の件数割合については、経営総務部以外の各部局で随意契約が高い傾向にある。経営総務部の外部委託は、田原地区漁業集落排水施設実施設計業務の2件のみであり、いずれも一般競争入札である。そのため、一般競争入札の件数割合が100%となっている。

【金額：契約形態部局別集計表】

単位：千円

部局名	一般競争入札	指名競争入札	指定管理(公募)	指定管理(非公募)	随意契約	入札不成立による随意契約	扶助	その他	合計
会計課	0	9,326	0	0	10,800	0	0	0	20,126
環境部	2,596	180,360	0	0	2,573,558	233	0	64,655	2,821,402
監査事務局	0	0	0	0	130	0	0	0	130
企画部	0	18,046	0	0	223,021	0	0	25,017	266,084
議会事務局	0	2,002	0	0	1,062	0	0	0	3,064
教育部	53,970	310,663	0	0	78,931	0	0	632	444,196
経営総務部	22,811	0	0	0	0	0	0	0	22,811
呉市立呉高等学校	687	307	0	0	3,687	155	0	0	4,836
財務部	1,044	33,838	0	0	107,643	0	0	0	142,525
産業部	12,733	100,104	288,382	104,593	209,556	22,464	0	0	737,832
市民部	8,173	100,523	0	37,576	145,584	16,883	0	0	308,739
施設管理部	0	1,101	0	0	57,378	752	0	0	59,231
消防局	324	3,530	0	0	133,777	991	0	0	138,622
選挙管理委員会	0	16,680	0	0	28,382	0	0	0	45,062
総務部	8,993	51,540	0	0	154,079	0	0	137	214,749
都市部	286	11,154	168,613	0	127,018	0	0	0	307,071
土木部	32,319	652,494	99,572	0	213,477	0	0	20,597	1,018,459
農業委員会	0	0	0	0	2,501	0	0	0	2,501
福祉保健部	5,435	41,157	36,178	4,891	2,449,584	302	2,676,211	90	5,213,848
文化スポーツ部	1,848	26,998	72,861	635,891	148,521	13,328	0	0	899,447
総計	151,219	1,559,823	665,606	782,951	6,668,689	55,108	2,676,211	111,128	12,670,735

金額ベースでは、環境部の随意契約が2,573,558千円、福祉保健部の随意契約が2,449,584千円、扶助が2,676,211千円と多額である。福祉保健部の扶助について、合計2,676,211千円のうち2,612,439千円が平成29年度私立保育所運営費28件分であり大半を占める。

### ③契約年数別分析

呉市の外部委託について、件数、金額及びそれらの割合を契約年数ごとに集計した。

【契約年数別集計表】

契約年数	契約件数		決算金額	
	件数	割合	金額（千円）	割合
1年未満	1,859	58.3%	1,497,151	11.8%
1年	918	28.8%	7,745,397	61.1%
2年	7	0.2%	48,929	0.4%
3年	101	3.2%	572,866	4.5%
4年	65	2.0%	13,963	0.1%
5年	189	5.9%	921,112	7.3%
5年超	50	1.6%	1,871,319	14.8%
合計	3,189	100.0%	12,670,735	100.0%

契約年数は、件数ベースで1年未満が全体の3,189件のうち1,859件であり58.3%を占める。金額ベースでは全体の12,670,735千円のうち1,497,151千円であり11.8%を占める。また、1年契約は件数ベースで、918件であり全体の28.8%を占め、金額ベースで7,745,397千円と61.1%を占める。これらを合計した1年以下の契約は件数ベースで2,777件であり全体の87.1%を占め、金額ベースでは9,242,548千円と全体の72.9%を占める。

### ④同一委託先との継続契約年数別分析

上述した契約期間とは別に、同一の委託先に何年継続して委託しているかを集計した。なお、継続期間は契約更新も含む。

【継続年数別集計表】

継続年数	件数		金額	
	件数	割合	金額（千円）	割合
1年未満	1,657	52.0%	1,139,035	9.0%
1年	273	8.6%	4,146,928	32.7%
2年	157	4.9%	760,765	6.0%
3年	188	5.9%	1,965,785	15.5%
4年	70	2.2%	134,878	1.1%
5年以上	844	26.5%	4,523,344	35.7%
合計	3,189	100.0%	12,670,735	100.0%

同一委託先との継続契約年数は、1年未満が件数ベースで全体の3,189件のうち1,657件であり52.0%を占める一方で、金額ベースは全体の12,670,735千円のうち1,139,035千円であり9.0%を占める。このように、1年未満の外部委託は主としてスポット案件であるため、件数は多いが金額は大きくない。

#### ⑤落札率分析

次に、落札率を算定できた外部委託1,060件及び3,760,431千円と落札率の関係を以下表に集計した。落札率は契約金額を予定価格で除して算出している。

【落札率別集計表】

落札率	件数		金額	
	件数	割合	金額(千円)	割合
50%未満	23	2.2%	33,801	0.9%
50%以上 60%未満	9	0.8%	16,328	0.4%
60%以上 70%未満	33	3.1%	74,537	2.0%
70%以上 80%未満	73	6.9%	206,507	5.5%
80%以上 90%未満	94	8.9%	282,183	7.5%
90%以上 95%未満	242	22.8%	823,385	21.9%
95%以上 100%未満	248	23.4%	618,618	16.5%
100%	300	28.3%	1,562,861	41.6%
100%超	38	3.6%	142,212	3.8%
合計	1,060	100.0%	3,760,431	100.0%

件数ベースで落札率100%が全体の1,060件中300件であり28.3%を占めている。金額ベースでは落札率100%が全体の3,760,431千円のうち1,562,861千円であり41.6%を占める。95%以上100%未満が、件数ベースで23.4%であり、金額ベースで16.5%を占める。これらの合計の95%以上100%以下が全体の1,060件中548件であり51.7%を占め、金額ベースで全体の3,760,431千円のうち2,181,479千円であり58.0%を占め、落札率は高止まりしている。

#### (2) 随意契約のアンケート分析

##### ①随意契約の契約形態別分析

【契約形態別集計表】

契約形態	委託件数(件)		委託金額	
	件数	割合	金額(千円)	割合
一般競争入札	109	3.4%	151,219	1.2%
指名競争入札	301	9.4%	1,559,823	12.3%
指定管理(公募)	32	1.0%	665,606	5.3%

指定管理（非公募）	69	2.2%	782,951	6.2%
随意契約	2,560	80.3%	6,668,689	52.6%
入札不成立による随意契約	25	0.8%	55,108	0.4%
扶助	73	2.3%	2,676,211	21.1%
その他	20	0.6%	111,128	0.9%
合計	3,189	100.0%	12,670,735	100.0%

呉市の随意契約は、上述したとおり件数ベースで全体が3,189件に対し2,560件と80.3%を占め、呉市の外部委託件数の大部分が随意契約である。金額ベースでは全体の委託料12,670,735千円のうち6,668,689千円であり52.6%を占め、呉市の外部委託金額の過半数が随意契約である。

## ②随意契約の部局別分析

以下表は呉市の随意契約を部局別に委託件数、委託金額及びそれらの割合で集計している。

【随意契約の部局別集計表】

部局名	随意契約		外部委託合計		割合	
	件数	決算金額（千円）	件数	決算金額（千円）	件数	決算金額
会計課	5	10,800	6	20,126	83.3%	53.7%
環境部	200	2,573,558	223	2,821,402	89.7%	91.2%
監査事務局	1	130	1	130	100.0%	100.0%
企画部	51	223,021	68	266,084	75.0%	83.8%
議会事務局	3	1,062	5	3,064	60.0%	34.7%
教育部	147	78,931	264	444,196	55.7%	17.8%
経営総務部		0	2	22,811	0.0%	0.0%
呉市立呉高等学校	17	3,687	20	4,836	85.0%	76.2%
財務部	61	107,643	74	142,525	82.4%	75.5%
産業部	268	209,556	326	737,832	82.2%	28.4%
市民部	105	145,584	178	308,739	59.0%	47.2%
施設管理部	25	57,378	29	59,231	86.2%	96.9%
消防局	52	133,777	63	138,622	82.5%	96.5%
選挙管理委員会	30	28,382	38	45,062	78.9%	63.0%
総務部	88	154,079	103	214,749	85.4%	71.7%
都市部	41	127,018	51	307,071	80.4%	41.4%
土木部	357	213,477	432	1,018,459	82.6%	21.0%
農業委員会	3	2,501	3	2,501	100.0%	100.0%
福祉保健部	1,004	2,449,584	1,172	5,213,848	85.7%	47.0%
文化スポーツ部	102	148,521	131	899,447	77.9%	16.5%
総計	2,560	6,668,689	3,189	12,670,735	80.3%	52.6%

呉市の随意契約について、件数ベースでは、経営総務部を除く各部局における随意契約の件数及びその割合が非常に高い。前述しているとおり、福祉保健部は、外部委託件数1,004件と突出している。この理由は、このうち515件が要介護認定訪問調査業務であり、複数の社会福祉法人や医療法人等と単月で随意契約を締結しているためである。

呉市の外部委託の金額割合ベースでは、議会事務局、教育部、経営総務部、文化スポーツ部及び土木部を除く各部局における随意契約の金額割合が高い傾向にある。

### ③随意契約の決算金額階層別分析

以下で呉市の随意契約について、随意契約の決算金額階層別に件数及び金額を集計した。

【随意契約の決算金額階層別分析表】

決算金額	件数		金額		1件当たり 決算金額
	件数	割合	金額（千 円）	割合	金額（千 円）
1,000千円以下	2,102	82.1%	381,772	5.7%	182
1,000千円超5,000千円以下	304	11.9%	714,455	10.7%	2,350
5,000千円超10,000千円以下	58	2.3%	412,300	6.2%	7,109
10,000千円超50,000千円以下	82	3.2%	1,765,067	26.5%	21,525
50,000千円超100,000千円以下	7	0.3%	512,110	7.7%	73,159
100,000千円超	7	0.3%	2,882,985	43.2%	411,855
合計	2,560	100.0%	6,668,689	100.0%	2,605

1,000千円以下の決算金額の件数は、随意契約全体の2,560件に対し2,102件であり82.1%を占める一方で、1,000千円以下の決算金額の金額合計は、随意契約全体の6,668,689千円のうち381,772千円であり5.7%にしかすぎない。これらは、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び呉市契約規則第28条により少額の業務契約は、随意契約とする事ができると規定されているため、金額が小さい業務委託を随意契約とする傾向があるためと考えられる。

### ④随意契約の契約年数別分析

呉市の随意契約について、件数、金額、それらの割合及び1件当たり決算金額を契約年数ごとに集計した。

【随意契約の契約年数別表】

契約年数	契約件数		決算金額		1件当たり決算金額
	件数	割合	金額（千円）	割合	金額（千円）
1年未満	1,691	66.1%	985,533	14.8%	538
1年	782	30.5%	3,694,752	55.4%	4,720
2年	3	0.1%	21,594	0.3%	7,198

3年	13	0.5%	72,679	1.1%	5,591
4年	48	1.9%	10,895	0.2%	227
5年以上	23	0.9%	1,883,236	28.2%	81,880
合計	2,560	100.0%	6,668,689	100.0%	2,574

随意契約について、件数ベースで1年未満の契約が全体の2,560件中1,691件と66.1%を占める。金額ベースでは全体の6,668,689千円中985,533千円と14.8%を占め、件数ベースと比較し割合は小さい。また1件当たり決算金額においても契約年数が1年未満の随意契約は538千円と少額である。これらは、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び呉市契約規則第28条により少額の業務契約は、随意契約とする事ができると規定されているため、金額が小さく契約年数が1年未満のスポット案件を随意契約とする傾向があると考えられる。

#### ⑤長期契約の種類別の委託内容分析

契約年数5年以上の随意契約について、委託内容（種類）ごとに件数、金額及びそれらの割合を以下に集計した。

#### 【随意契約の委託内容種類別集計表】

委託内容 (種類)	件数		金額	
	件数	割合	金額(千円)	割合
保守管理業務	20	87.0%	1,873,572	99.5%
その他	3	13.0%	9,664	0.5%
合計	23	100.0%	1,883,236	100.0%

契約年数5年以上の随意契約について、その大部分が保守管理業務である。件数ベースで長期契約件数全体の87.0%、金額ベースで長期契約金額全体の99.5%を占める。

#### ⑥随意契約の継続年数別分析

呉市の随意契約について、同一の委託先に何年継続して委託しているかを集計した。なお、継続期間は契約更新も含む。

#### 【随意契約の継続年数別集計表】

継続年数	契約件数		決算金額		1件当たり決算金額
	件数	割合	金額(千円)	割合	金額(千円)
1年未満	1,484	58.0%	650,804	9.8%	439
1年	155	6.1%	714,366	10.7%	4,609

2年	94	3.7%	332,405	5.0%	3,536
3年	118	4.6%	1,736,815	26.0%	14,719
4年	38	1.5%	84,254	1.3%	2,217
5年以上	671	26.2%	3,150,045	47.2%	4,695
合計	2,560	100.0%	6,668,689	100.0%	2,605

同一委託先との継続契約年数は1年未満が件数ベースで全体の58.0%を占める。金額ベースでは全体の9.8%であり、1件当たり決算金額は439千円と少額である。これらは、契約年数の分布で前述したように、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び呉市契約規則第28条により少額の業務契約は、随意契約とする事ができると規定されているため、金額が小さく契約年数が1年未満のスポット案件を随意契約とする傾向があると考えられる。

#### ⑦随意契約の落札率分析

落札率を算定できた随意契約840件及び3,134,475千円と落札率の関係を以下表に集計した。落札率は契約金額を予定価格で除して算出している。

【随意契約の落札率別集計表】

落札率	契約件数		決算金額	
	件数	割合	金額(千円)	割合
50%未満	12	1.4%	13,236	0.4%
50%以上 60%未満	6	0.7%	14,856	0.5%
60%以上 70%未満	17	2.0%	19,262	0.6%
70%以上 80%未満	32	3.8%	75,674	2.4%
80%以上 90%未満	59	7.0%	161,324	5.1%
90%以上 95%未満	200	23.8%	710,129	22.7%
95%以上 100%未満	137	16.3%	265,514	8.5%
100%	346	41.2%	1,762,024	56.2%
100%超	31	3.7%	112,457	3.6%
合計	840	100.0%	3,134,475	100.0%

件数ベースで落札率100%が全体の840件中346件であり41.2%を占めている。金額ベースでは落札率100%が全体の3,134,475千円のうち1,762,024千円であり56.2%を占める。95%以上100%未満が、件数ベースで16.3%であり、金額ベースで8.5%を占める。これらの合計の95%以上100%以下が全体の840件中483件であり57.5%を占め、金額ベースで全体の3,134,475千円のうち2,027,538千円であり64.7%を占め、落札率は高止まりしている。

落札率100%超の主因は契約金額変更のためである。落札率50%未満については、契約金額は、1契約を複数に分けて記録しているが、予定価格は、1契約の金額で記載されていたため著しく低い数字となった。

## 第5 個別テストの監査結果

前述の抽出基準により抽出した個別テストの実施対象につき、★指摘★ ★意見★ のある契約については下記のとおりである。

手続き実施の便宜上、契約ごとに通し No. を付している。

### No. 1 契約名 呉市昭和地区まちづくりセンター及びスポーツ施設の管理及び運営業務

#### ★意見★

指定管理者制度は、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義が有り、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましいとされている（H22. 12. 28 総務省通知抜粋）。

呉市昭和地区まちづくりセンター等は地域密着型施設であるものの、老人集会所等の地域密着型施設と比較すると、利用料金制を導入しており、利用者数も多く多機能的な施設であることから、公平性、透明性の観点からも、公募とすることが望ましいと考える。

また、目標利用者数等の期待する成果（数値化した指標）を明確化することで、指定管理者の創意工夫や経営努力に対する意欲が高まり、利用者増につながるものと考えられる。

以上のことから、指定管理者の次期更新の際は、公募の実施や利用者数等の目標管理の実施を検討する必要がある。

### No. 2, 2-2, 2-3 契約名等 呉市文化ホール管理運営委託（指定管理）

#### ★意見★

指定管理者制度は、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義が有り、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましいとされている（H22. 12. 28 総務省通知抜粋）。

非公募理由を、上記のとおりとしているが、指定管理者の次期更新の際は、公平性、透明性の観点からも、公募の実施を検討する必要がある。

#### ★意見★

再委託先について事前承認しているが、再委託の契約書を入手していない。委託業務の管理および統制機能の観点からも、再委託の契約書を委託先から入手し、再委託契約の委託先や内容等が事前承認と合致しているか、また、再々委託が行われている場合は、この合理性を検討するなど不適切な契約となっていないことを確認することが望まれる。

### No. 3, 3-2, 3-3 契約名等 呉市立美術館管理運営委託（指定管理）

#### ★意見★

指定管理者制度は、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義が有り、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましいとされている（H22. 12. 28 総務省通知抜粋）。

非公募理由を、上記のとおりとしているが、指定管理者の次期更新の際は、公平性、透明性の観点からも、公募の実施を検討する必要がある。

**★意見★**

再委託先について事前承認しているが、再委託の契約書を入手していない。委託業務の管理および統制機能の観点からも、再委託の契約書を委託先から入手し、再委託契約の委託先や内容等が事前承認と合致しているか、また、再々委託が行われている場合は、この合理性を検討するなど不適切な契約となっていないことを確認することが望まれる。

No. 4 契約名等 蘭島文化振興施設管理運営に係る委託（指定管理）

**★意見★**

指定管理者制度は、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義が有り、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましいとされている（H22. 12. 28 総務省通知抜粋）。

非公募理由を、上記のとおりとしているが、本施設の設置目的である教養文化及び観光拠点の整備の向上を図ること、公平性、透明性の観点からも、公募とすることが望ましいと考える。

以上のことから、指定管理者の次期更新の際は、公募の実施を検討する必要がある。

**★意見★**

本施設の設置目的は、教養文化および観光拠点の整備の向上を図ることであり、当該目的達成のためには施設の利用者の増加や満足度を高めることが求められる。満足度の向上のため、利用者にアンケートの実施を行っているが、回収率が2%程度と著しく低い状況である。事業がどのように評価されているのか、客観的な評価方法としてアンケート回収率の増加並びに適切な事業評価の実施による業務改善への施策の実行が望まれる。

No. 5 契約名等 呉市スポーツ施設（18施設）指定管理料

**★意見★**

指定管理者制度は、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義が有り、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましいとされている（H22. 12. 28 総務省通知抜粋）。

非公募理由を、上記のとおりとしているが、指定管理者の次期更新の際は、公平性、透明性の観点からも、公募の実施を検討する必要がある。

**★意見★**

再委託先について事前承認しているが、再委託の契約書を入手していない。委託業務の管理および統制機能の観点からも再委託の契約書を委託先から入手し、再委託契約の委託先や内容等が事前承認と合致しているか、また、再々委託が行われている場合は、この合理性を検討するなど不適切な契約となっていないことを確認することが望まれる。

No. 6 契約名等 ビュー・ポートくれのうち呉市きんろうプラザ及び付属駐車場の運營業務並びに呉市の専有部分及び付属駐車場の維持管理に関する協定

★指摘★

評価の実施にあたり、呉市は受託者から適時に月次報告及び実績報告を受ける必要がある。しかし、利用者からきんろうプラザ使用料として受託者が徴収した金額を計算して呉市に報告する徴収計算書の提出期限が守られていないなど、一部の月次報告及び実績報告の提出期限が守られていないものがある。そのため、報告書等の提出期限は厳守するよう指導する必要がある。

★意見★

呉市きんろうプラザの設置目的は、勤労者の福祉の増進と教養文化の向上を図ることであり、当該目的達成のためには施設の利用者数の増加や満足度を高めることが求められる。しかし、平成26年度の利用者数が215,756名に対し、平成29年度は153,866名に28.7%減少している。これは、利用者数等の目標設定がされず、目標管理が実施されていないことが一因である。そのため、目標設定及び目標管理の実施を検討する必要があると考える。また、満足度の向上のためには、利用者に対するアンケートを実施し分析し業務改善する必要がある。しかし、受託者は、平成29年度のアンケート回収枚数が僅か29枚のみ（利用者数153,866名の0.019%）であり、有効な分析ができていない。そのため、アンケート回収枚数の増加を促し、有効な分析を実施する必要がある。

次に、呉市が行った当指定管理の評価である平成29年度の公の施設の指定管理者のモニタリング評価票によると、年間を通じてのアンケート調査を実施し、積極的に利用者のニーズや苦情を求める取り組みをしている点について加点評価を行っている。しかしながら、僅か29枚のアンケートでは積極的に利用者のニーズや苦情を求める取り組みをしているとは言い難く、適切な評価の実施が必要である。

No. 7 契約名 呉市まちづくりセンター舞台管理業務

★指摘★

当業務は、毎年委託先の株式会社篠本照明及びその他1者による合計2者の指名競争入札を実施している。しかし、平成27年度、平成28年度、平成29年度について1者は辞退届を提出している。そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の理由により随意契約している。この点、毎年2者を指名し、1者が辞退するため、結局随意契約とせざるを得ない状況になることが想定されていたにもかかわらず、当状況の改善がされていなかったことは問題である。その結果、毎年随意契約を締結するため、競争の原理が働かず、落札率が極めて高い水準で委託している。また、仮に2者とも辞退した場合には当事業自体の遂行が困難になることや条件が悪化することも考えられる。これは、呉市入札参加資格等有資格者名簿の「役務の提供22施設維持管理業務委託⑩その他（ホール、舞台維持管理）」に2者しか登録されていないことが一因である。したがって、入札参加条件の緩和を検討するなどして登録業者の増加に努める必要がある。

No. 8 契約名 呉市民ホール舞台管理業務（平成29年度）

★指摘★

毎年、委託者およびその他1者による合計2者の指名競争入札（No. 7の委託事業と同じ業者）を実施している。しかし平成29年度については1者が辞退したため、入札不成立となっている。このため地方自治法第167条の2第1項第2号の理由により随意契約としている。平成28年度も同様であり、同じ業者2者を指名し、1者が辞退するため、結局随意契約とせざるを得ない。このような状況になることは、No. 7のように想定されていたにもかかわらず、改善がされていなかった。その結果、毎年随意契約を締結するため、競争原理が働かず、落札率も高い水準で委託することとなっている。また、2者とも辞退した場合には、当事業自体の遂行が困難になることや、条件が悪化することも考えられる。これは、呉市入札参加資格等有資格者名簿の「役務の提供2施設維持管理業務委託⑩その他（ホール、舞台維持管理）」に2者しか登録されていないことが一因である。そのため、登録業者を増加させて、入札参加条件の緩和を検討する必要がある。

★意見★

予定価格を事前公表としているが、入札前に公表すると、予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになる、業者の見積努力を損なわせる、入札談合が容易に行われる可能性があり、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を強く類推させ、これらを入札前に公表した場合と同様の弊害が生じかねないことなどの弊害があるとされている。本委託事業も落札率も高く、市民目線で見れば、指名競争入札とともに予定価格の事前公表の結果として、と思われる可能性も大きいと思う。地方公共団体においては予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、本契約を含めて予定価格の事前公表をする場合は、慎重な検討をしていただきたいと思料する。

No. 10 契約名 呉市役所庁舎エレベーター保守管理業務

★意見★

一般競争入札の結果、施工業者のみ入札、結果1者随意契約となっている。本委託契約のような場合、その後の管理や保守点検等についてほとんどが当初業者との随意契約によって行われている。結果として、競争原理が機能せず、価格が硬直化し経済性を損ねる可能性がある。また予定価格についても契約業者の見積価格が参考となっており、事前公表としているので、高い落札率の契約となっている。他者の見積の徴取等は初めから諦めての契約となっているが、競争性を確保した契約方法および適切な価格で契約の実施を常に検討することが必要と思料する。

No. 11 契約名等 おんど観光文化会館うずしお及び呉市地域駐車場（音戸駐車場）の管理運営

★意見★

平成29年度の目標利用者数が40,000人に対して利用人数実績は47,225人（達成度118%）と高い実績を誇り、利用者アンケートによる満足度は92.0%と高い満足度を得ている。しかし、利用者アンケートが利用者数47,225人に対して116人（利用者の0.25%）であるため、アンケート数及びアンケート回収率を向上させ、業務改善及び更なるサービス向上に繋げることができると思料する。

No. 15, 15-2, 15-3, 15-4

契約名 呉市地域イントラネット及び庁内LANネットワーク等保守委託業務

★意見★

一般競争入札の結果、施工業者のみ入札、結果1者随意契約となっている。本委託契約のような場合、その後の保守管理等についてほとんどが当初業者との随意契約によって行われている。結果として、競争原理が機能せず、価格が硬直化し経済性を損ねる可能性がある。また予定価格についても契約業者の見積価格を参考にしている部分もあり、事前公表としているので、結果として高い落札率の契約となっている。他者の見積の徴取等は初めから諦めての契約となっているが、競争性を確保した契約方法および適切な価格で契約の実施を常に検討することが必要と思料する。

No. 16 契約名 税務総合情報システム（委託処理）

★意見★

当業務は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用して随意契約している。この点、業務の効率性を考慮するとシステム開発会社にそのシステムの管理・運営等その後発生する付随業務である当業務についても随意契約で委託することが妥当と考えられる。しかし、システムの開発会社と当然に随意契約することは、競争の原理が働かず、契約金額が高止まりし、サービスの品質低下に繋がる可能性がある。業務委託契約書には、受注者が開発した情報システムの所有権は著作権等の一切の権利は発注者に帰属し、発注者は受注者が開発した情報システムのソースコードの提出を請求できると記載されている。そのため、システム開発業者でなくても当業務を委託することは可能であり、契約金額の高止まりを防ぎ、品質向上のために一般競争入札を検討することも必要と考える。

No. 18 契約名 図書館電算処理システム運用業務

★意見★

本委託契約のような当初は競争入札に付した案件であっても、その後のシステム改修や保守点検等についてほとんどが当初業者との随意契約によって行われている。結果として、競争原理が機能せず、価格が硬直化し経済性を損ねる可能性がある。業務委託契約書には、発注者は受注者が開発した情報システムのソースコードの提出を請求できると記載されている。そのため、システム開発業者でなくても当業務を委託することは可能であり、従前からの理由により漠然と随意契約を継続することなく、競争性を確保した契約方法等を常に検討することが必要と思料する。

No. 19 契約名 呉市発達障害児等相談支援事業

★意見★

委託先の社会福祉法人は、呉市が運営していた障害児者の通園施設を引き継ぐ形で昭和55年に設立されたもので、該当事業については平成16年の委託開始以降1者随意契約が続いている。随意契約の理由としては、上記のとおりである。地方公共団体が委託先を選定する場合は、

不特定多数の参加者を募る「一般競争入札」が原則であるとされている。委託先の選定にあたり競争性を機能させ、事業の経済性を確保する観点からは、原則どおり入札の徹底が望まれ、少なくとも複数見積書の徴取の徹底が望まれる。しかし、当該委託業務においては、1者随意契約が継続しており、複数見積書の徴取もされていないため、競争原理が働いていない状況であり、委託料の金額の適切性の検証ができず、委託料が高止まりとなるおそれがあるので、経済性確保への努力が望まれる。また、委託事業が多岐にわたり、結果、現在においては委託金額も多額となっている。委託事業の見直しを実施するとともに、委託契約内容の再検討も行うべきと思料する。

#### No. 2 2 契約名 国民健康保険システムデータ移行業務

##### ★意見★

独占禁止法違反行為により、指名停止期間中にもかかわらず旧システム開発者との随意契約をしたものである。呉市入札参加者指名停止要綱 第8条の適用により、「特別の技術を要する場合で指名停止業者以外には相応するものがないとき」に該当し、事前に市長の承認を得ての契約となっている。本委託契約のような当初は競争入札に付した案件であっても、その後のシステム改修や保守点検等についてほとんどが当初業者との随意契約によって行われている。結果として、競争原理が機能せず、価格が硬直化し経済性を損ねる可能性がある。また予定価格についても契約業者の見積価格としているので、高い落札率の契約となっている。業務委託契約書には、発注者は受注者が開発した情報システムのソースコードの提出を請求できると記載されている。そのため、システム開発業者でなくても当業務を委託することは可能であり、従前からの理由により漠然と随意契約を継続することなく、競争性を確保した契約方法および適切な価格で契約の実施を常に検討することが望まれる。

#### No. 2 3 契約名 健康管理増進システム運営業務

##### ★意見★

本委託契約のような当初は競争入札に付した案件であっても、その後のシステム改修や保守点検等についてほとんどが当初業者との随意契約によって行われている。結果として、競争原理が機能せず、価格が硬直化し経済性を損ねる可能性がある。また予定価格についても契約業者の見積価格としているので、高い落札率の契約となっている。業務委託契約書には、発注者は受注者が開発した情報システムのソースコードの提出を請求できると記載されている。そのため、システム開発業者でなくても当業務を委託することは可能であり、従前からの理由により漠然と随意契約を継続することなく、競争性を確保した契約方法および適切な価格で契約の実施を常に検討することが必要と思料する。

##### ★意見★

再委託先について事前承認しているが、再委託の契約書を入手していない。委託業務の管理および統制機能の観点からも、再委託の契約書を委託先から入手し、再委託契約の委託先や内容等が事前承認と合致しているか、また、再々委託が行われている場合は、この合理性を検討するなど、不適切な契約となっていないことを確認することが望まれる。

#### No. 2 4 契約名 医療保険システム再構築業務

##### ★指摘★

本契約について委託業者から提出されている「請求書」について、日付が手書きで記入されている。「請求書」の日付欄の記載は、契約業者からは日付を空欄にした「請求書」の提出を受け、「完了検査調書」に記載された検査員が記載しているとのことであった。速やかかつ正確な予算執行の観点等よりの慣習的に行われていることと思われるが、書類の改ざんまたは塗まつをすることは当然ながら禁止されていることである。一方では、すべて活字とするような画一的な取り扱いにすべきとは言えないが、呉市の担当者において記載するようなことは禁止していただきたい。今後、委託業者にとって実務上不都合が生じないように配慮しながら適切な対応をしていただきたい。

##### ★意見★

本委託契約のような当初は競争入札に付した案件であっても、その後のシステム改修や保守点検等についてほとんどが当初業者との随意契約によって行われている。結果として、競争原理が機能せず、価格が硬直化し経済性を損ねる可能性がある。業務委託契約書には、発注者は受注者が開発した情報システムのソースコードの提出を請求できると記載されている。そのため、システム開発業者でなくても当業務を委託することは可能であり、従前からの理由により漠然と随意契約を継続することなく、競争性を確保した契約方法を常に検討することが必要と思料する。

##### ★意見★

再委託先について事前承認しているが、再委託の契約書を入手していない。委託業務の管理および統制機能の観点からも再委託の契約書を委託先から入手し、再委託契約の委託先や内容等が事前承認と合致しているか、また、再々委託が行われている場合は、この合理性を検討するなど、不適切な契約となっていないことを確認することが望まれる。

#### No. 2 5 契約名 後期高齢者レセプトデータ等処理業務

##### ★意見★

本委託契約のような当初は競争入札に付した案件であっても、その後のシステム改修や保守点検等についてほとんどが当初業者との随意契約によって行われている。結果として、競争原理が機能せず、価格が硬直化し経済性を損ねる可能性がある。また予定価格についても契約業者の見積価格としているので、高い落札率での契約となっている。業務委託契約書には、発注者は受注者が開発した情報システムのソースコードの提出を請求できると記載されている。そのため、システム開発業者でなくても当業務を委託することは可能であり、従前からの理由により漠然と随意契約を継続することなく、競争性を確保した契約方法および適切な価格で契約の実施を常に検討することが必要と思料する。

##### ★意見★

再委託先について事前承認しているが、再委託の契約書を入手していない。委託業務の管理および統制機能の観点からも、再委託の契約書を委託先から入手し、再委託契約の委託先や内容等が事前承認と合致しているか、また、再々委託が行われている場合は、この合理性を検討するな

ど不適切な契約となっていないことを確認することが望まれる。

#### No. 2 6 契約名 介護保険システム処理業務

##### ★意見★

当業務は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用して随意契約している。この点、業務の効率性を考慮するとシステム開発会社にそのシステムの管理・運営等その後発生する付随業務である当業務についても随意契約で委託することが妥当と考えられる。しかし、システムの開発会社と当然に随意契約することは、競争の原理が働かず、契約金額が高止まりし、サービスの品質低下に繋がる可能性がある。業務委託契約書には、受注者が開発した情報システムの所有権は著作権等の一切の権利は発注者に帰属し、発注者は受注者が開発した情報システムのソースコードの提出を請求できると記載されている。そのため、システム開発業者でなくても当業務を委託することは可能であり、契約金額の高止まりを防ぎ、品質向上のために一般競争入札を検討することが望まれる。

#### No. 2 9 契約名 野犬対策等に関する業務

##### ★意見★

他の地方公共団体においてはほぼ直営で行っている事業である。呉市では27年間委託先の1者随意契約が続いている。理由としては上記のように特殊業務であり、本業務を履行できるのは上記契約先以外にないためである。結果として、競争原理が機能せず、価格が硬直化し経済性を損ねる可能性がある。また予定価格についても呉市の積算により算定はしているが、毎年同じ積算結果であり、高い落札率での契約となっている。野犬の捕獲・保護の数は毎年200匹前後のようである。従前からの巡回ルートおよび捕獲方法等最も効率的に行われているかの検討とともに、漠然と随意契約を継続されてはいないか、競争性を確保した契約方法および適切な価格で契約の実施を検討することが必要と思料する。

##### ★意見★

類似事業としてNo. 3 5 産業部農林水産課「有害鳥獣対策事業」がある。委託事業内容・実施場所ともに接点が多く見受けられる。このように接点が多く見受けられる委託事業については、部・課を横断した事業の検討が必要であると思料する。

##### ★意見★

呉市所有の車両2台を無償貸与している。数年前の財政改革集中プログラムにより、委託契約金額を20,000千円未満にするための当時の施策のようであるが、委託事業者の責任と管理の観点からは再検討すべきであると思料する。

#### No. 3 1 契約名 東部火葬場ほか火葬等業務

##### ★意見★

各斎場別に利用者1件当たりの委託料を計算したところ、呉市斎場に比して蒲刈斎場が著しく高い。

斎場の統廃合を具体的な検討課題とすべきである。

	呉市斎場	下蒲刈・東部 極楽苑・豊	蒲刈	合計
委託料（千円）	136,936	19,548	1,893	158,381
利用者件数合計	3,529	384	14	3,927
1件当たりコスト（千円）	38	50	135	—

### No. 3 2 契約名 長門園運転維持管理業務

#### ★意見★

当業務は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用して随意契約している。本委託契約のような場合、その後の保守管理等についてほとんどが当初業者との随意契約によって行われている。結果として、競争原理が機能せず、価格が硬直化し経済性を損ねる可能性がある。また予定価格についても契約業者の見積価格を参考に行っている部分もあり、結果として高い落札率の契約となっている。他者の見積の徴取等は初めから諦めての契約となっているが、競争性を確保した契約方法および適切な価格で契約の実施を常に検討することが必要と史料する。

### No. 3 3 契約名 芸予環境衛生センターし尿処理施設 保守点検整備業務

#### ★意見★

当業務は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用して随意契約している。本委託契約のような場合、その後の保守管理等についてほとんどが当初業者との随意契約によって行われている。結果として、競争原理が機能せず、価格が硬直化し経済性を損ねる可能性がある。また予定価格についても契約業者の見積価格を参考に行っている部分もあり、結果として高い落札率の契約となっている。他者の見積の徴取等は初めから諦めての契約となっているが、競争性を確保した契約方法および適切な価格で契約の実施を常に検討することが必要と史料する。

### No. 3 5 契約名 有害鳥獣対策業務

#### ★意見★

類似事業としてNo. 2 9生活衛生課「野犬対策等に関する業務」がある。委託事業内容・実施場所ともに接点が多く見受けられる。このように接点が多く見受けられる委託事業については、部・課を横断した事業の検討が必要であると史料する。

### No. 3 6 契約名 高機能消防指令センター保守業務

#### ★意見★

当業務は、上記の当該契約方法に至った理由のとおり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約したものである。この点、業務委託契約書には、受注者が開発し

た情報システムの所有権は著作権等の一切の権利は発注者に帰属し、発注者は受注者が開発した情報システムのソースコードの提出を請求できると記載されている。そのため、システム開発業者でなくても当業務を委託することは可能である。随意契約を継続することは、契約金額が高止まりし、サービスの品質低下が危惧される。したがって、契約金額の高止まりを防ぎ、サービスの品質低下を防ぐためにも一般競争入札を検討することも必要と考える。

#### No. 36-2 契約名 消防救急デジタル無線保守業務

##### ★意見★

当業務は、上記の当該契約方法に至った理由のとおり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約したものである。この点、業務委託契約書には、受注者が開発した情報システムの所有権は著作権等の一切の権利は発注者に帰属し、発注者は受注者が開発した情報システムのソースコードの提出を請求できると記載されている。そのため、システム開発業者でなくても当業務を委託することは可能である。随意契約を継続することは、契約金額が高止まりし、サービスの品質低下が危惧される。したがって、契約金額の高止まりを防ぎ、サービスの品質低下を防ぐためにも一般競争入札を検討することも必要と考える。

#### No. 39, 39-2 契約名 呉市地域イントラネット及び庁内 LAN ネットワーク等保守委託業務

##### ★意見★

一般競争入札の結果、施工業者のみ入札、結果1者随意契約となっている。本委託契約のような場合、その後の保守管理等についてほとんどが当初業者との随意契約によって行われている。結果として、競争原理が機能せず、価格が硬直化し経済性を損ねる可能性がある。また予定価格についても契約業者の見積価格を参考にしている部分もあり、事前公表としているので、結果として高い落札率の契約となっている。他者の見積の徴取等は初めから諦めての契約となっているが、競争性を確保した契約方法および適切な価格で契約の実施を常に検討することが必要と思料する。

#### No. 43 契約名 給与支給事務等委託業務

##### ★意見★

公募型プロポーザル方式により3者の問い合わせがあったが、結果、1者のみの応募となり、結果として1者随意契約となっている。当時のプロポーザル業者選定委員会は呉市職員のみ構成となっている。価格、応募者のノウハウ、専門的技術、経験、経営状況など評価した結果の選定であるが、それとともに選定委員会の公正性を確保する必要もあるものと思われる。市民目線からの客観性および利害関係や提案者に対する先入観を排除するため、専門的な外部委員を複数以上加える必要性を検討し、今後のためにも明確化をしておく必要があるものと思料する。

#### No. 44 契約名 呉市市民協働センター管理運営委託業務

##### ★指摘★

当該契約方法に至った理由に記載のとおり、呉市市民協働センター管理運営法人選定委員会を設置し、委託法人の審査及び選定を行っている。この点、審査の際の呉市市民協働センター管理

運営法人の選定審査票に委員の署名がされていない票が存在した。また、当選定審査票は鉛筆で記載されており、事後的な書き換えが可能である。したがって、委員の署名漏れのないよう注意喚起し、選定審査票は書き換えができないよう消せないボールペンで記載するなど工夫が必要である。

No. 4 5 契約名 市民窓口課郵便請求対応業務、フロアマネージャー業務及び手数料収納等業務委託

★指摘★

当該契約方法に至った理由に記載のとおり、本業務は、選定方法として公募型プロポーザル方式を採用している。その際の呉市窓口業務プロポーザル審査票が一部鉛筆で記載されており、事後的な書き換えが可能な状態である。したがって、審査票は書き換えができないよう消せないボールペンで記載するなど工夫が必要である。

No. 4 6 契約名 食品収去検査業務

★意見★

平成25年度に公開型プロポーザル方式の実施により5年契約を締結している。当時のプロポーザル業者選定委員会には呉市職員のみで構成となっている。価格、応募者のノウハウ、専門的技術、経験、経営状況など評価した結果の選定であるが、それとともに選定委員会の公正性を確保する必要もあるものと思われる。市民目線からの客観性および利害関係や提案者に対する先入観を排除するため、専門的な外部委員を複数以上加える必要性を検討し、今後のためにも明確化をしておく必要があるものと思料する。

No. 4 8 契約名 昭和北小学校給食調理等業務

★指摘★

受託者が学校長へ提出する書類の一部に不備があった。提出書類は業務委託契約書において、学校長ないしは教育委員会に提出されることが規定されており、適切な書類の提出及び学校側で適時に確認されるよう指導する必要がある。

① 「給食物資検収簿」には検収責任者による署名押印欄があるが、日によって検収責任者の筆跡が異なるものがある。

「給食物資検収簿」は原本を毎日、学校長に提出することが業務委託契約書に定められているものである。毎日の記載内容を確認したところ、検収責任者による署名押印があるもののその筆跡が明らかに異なる日があった。確かに、病欠等で検収責任者が不在の場合どのような記録を残せばよいか不明確な部分もあるが、検収責任者本人による検収確認が適時適切に行われていないのではないかと疑念が生じるので、これら適切な対応が取られるように検討すべきである。

② 「調理業務完了確認書」に、学校長の押印がないものがある。

「調理業務完了確認書」は原本を毎日、学校長に提出することが業務委託契約書に定められているものである。毎日の記載内容を確認したところ提出先の学校長印のほか、別途様式として定

められている教頭及び栄養教諭等の押印もない日があった。この日の調理業務完了確認が漏れている可能性があり、適時に対応する必要がある。

③ 業務委託契約書に定められている様式番号に対応しない書類がある。

業務委託契約書では報告書等の種類に対応して様式番号が割当てているが、様式番号と異なる様式を用いているものがあった。

業務委託契約書において様式第5号は「業務完了届」と定められているが、「食品の加熱加工の記録簿」も様式5として、様式5を重複して提出している業者があった。当該「食品の加熱加工の記録簿」は業務委託契約書における様式13号と内容の相違はなく実質的な影響がないことを確認したが、実質的な影響が生じる場合もあるので報告書類として規定されている書類の形式を順守すべきである。

★意見★

小学校給食運営の委託者の選定過程について検討する余地がある。

小学校給食運営事業（48～48-8）と中学校給食運営事業（48-9～11）とでは入札者数と落札率に違いがある。中学校給食では4～6者による入札で落札率は低いが、小学校給食は8案件とも2者による入札で高い落札率となっている。

いずれの契約方法も指名競争入札によるものではあるが、給食の事業方式と入札参加資格要件が異なることから入札参加者数に影響し、結果として落札率に違いが生じているものと考えられる。

小学校給食は敷地内の調理室を使いその学校分のみを調理する自校調理方式による業務を呉市内に事業所がある業者に限定して指名している。中学校給食は民間業者の施設で調理したランチボックスを各学校に届けるデリバリー方式による業務を広島県内の業者に広げて指名している。

呉市内の学校数、編成学級数及び児童生徒数（平成30年5月1日現在）

	小学校	中学校	合計
学校数	36 校	26 校	62 校
編成学級数	446 組	213 組	659 組
児童生徒数	10,435 人	5,091 人	15,526 人

呉市学校給食の実施状況

給食調理方式		小学校	中学校	合計
自校調理方式	直営	21 校	2 校	23 校
	委託	8 校	0 校	8 校
給食センター	音戸	4 校	5 校	9 校
	蒲刈	3 校	3 校	6 校
デリバリー方式		0 校	16 校	16 校
合計		36 校	26 校	62 校

※ 直営のうち、川尻中学校は川尻小学校からの配送により実施

※ 委託とデリバリー方式が民間委託であり、今回の個別抽出対象である。

呉市では、平成25年度にとりまとめた「呉市中学校給食整備基本構想」をもとに、平成27年度から中学校給食を開始した。デリバリー方式の採用により、集中調理することができ業務の効率化が図れたが、当時の入札希望業者が呉市内にいなかったため入札参加可能業者を広島県内に広げた。結果として、入札参加業者の委託選定に際して十分な競争原理が働いたと考えられる。

確かに、入札参加資格の地理的要件を拡大することは、地元業者が排除され地元業者以外が委託先となる可能性を高めてしまうことになる。地域的要件と競争性の確保は二律背反であり、両立が困難な面があるが、競争性を高めることで地域経済の活性化につながる場合もあるので、小学校給食に関しても入札参加企業を募るべく地元外からも広く入札参加者を募るべきである。

#### No. 5 2 契約名 中央図書館空調設備保守点検業務

##### ★指摘★

業務費内訳書(入札時提出用)の様式について

本契約の入札時の業務費内訳書(入札時提出用)「所定様式」では、直接人件費、直接物品費、業務管理費、一般管理費の費目区分になっているが、本契約のように再委託をする場合等は「外部委託費」あるいは「外注費」などの費目区分になるものと思われる。このように所定様式では決算費目と明らかに違っており価格面のみ形式的に所定様式で作成しただけと言わざるを得ず、そのような形式的な資料では内容等を検討する意味が全くないと言える。本契約についての決算報告(支出先)を意識した書類を作成することによって業務内容の実質的な検討が可能となるものと思料する。前年度の踏襲型かつ形式的な資料となっていないか、本契約を含めて検討資料の見直しの必要がある。

##### ★意見★

再委託先について事前承認しているが、再委託の契約書を入手していない。委託業務の管理および統制機能の観点からも、再委託の契約書を委託先から入手し、再委託契約の委託先や内容等が事前承認と合致しているか、また、再々委託が行われている場合は、この合理性を検討するなど不適切な契約となっていないことを確認することが望まれる。

#### No. 6 1 契約名 すこやかセンターくれ清掃及び管理業務

##### ★意見★

4者による指名競争入札である。一定規模以上の清掃業務については、市内の業者4者による指名競争入札が慣習的に行われている。呉市内に限定する積極的な理由が不明確である。できるだけ競争原理を働かせるためには、業者も含めて呉市内に限定する必要はないと思われる。本契約においても、結果として契約業者が長期間にわたって今回の受託者となっている。

##### ★意見★

予定価格を事前公表としているが、入札前に公表すると、予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになる、業者の見積努力を損なわせる、入札談合が容易に行われる可能性がある、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を強く類推させ、これらを入札前に公

表した場合と同様の弊害が生じかねないことなどの弊害があるとされている。本委託事業も高い落札率であり、市民目線で見れば、指名競争入札とともに予定価格の事前の結果としてと言われる可能性も大きいと思う。地方公共団体においては予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、当該契約を含めて予定価格の事前公表をする場合は、慎重な検討をしていただきたいと思料する。

★意見★

委託業者に管理面も含めて長期間全て任せており、当該建物管理について委託業者しかわからない事項もあるようであり、委託業者に何かあった場合および委託業者変更の場合等の管理運営面の不安がある。1者への委託期間が長期間となっている弊害でもあり、業務内容の検討および予想されるリスクへの対応が望まれる。

No. 6 2 契約名 防空壕測量調査設計業務（警固屋9丁目地区）（その2）

★意見★

当業務の契約変更は、上記理由に記載のとおり、地質調査業務における資機材運搬のモノレール経路について、地権者から新しく植えた作物を迂回するよう要望があったため、ルート変更を行い、モノレール運搬距離が増加したことによる増額変更である。当ルート変更は平成29年10月中旬に要望され、呉市は当該要望を認識している。しかしながら、業務委託変更契約書は平成30年3月23日と契約期間満了日の平成30年3月26日の直前である。契約内容の見解の相違による問題を生じさせないために、本来は、変更された契約書に従い業務遂行が実施されるべきである。ただし、当業務のような調査業務は、調査の進捗に応じ多少の内容変更や金額変更が生じることは想定される。その度に変更契約書を締結するとなると非効率であるため、最後にまとめて変更契約書を締結することは致し方ない。この点、現在、変更契約書を締結する基準が不明確であるため、金額基準を設けるなど基準を明確化することが望ましい。

No. 6 3 契約名 田原地区漁業集落排水施設実施設計業務

★意見★

契約方法について、十分な検討が必要なのではないかと考えられる。

当該契約方法は5者による一般競争入札であるが5者の入札額が全て同額であり、最終的にはくじ引きによる決定となっていた。

これは、予定価格が公表されており、最低制限価格を予定価格から推測できたことから、すべての業者が推測した金額で入札したためであると考えられる。

予定価格を事前公表することにより、市職員に対する予定価格を探る行為などの不正行為を防止する効果がある反面、積算能力が不十分な事業者でも安易に計算して受注する事態が生じる恐れがある。『公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針』（平成26年9月30日閣議決定）によると、「地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、事前公表の実施の適否について十分検討した上で、上記弊害が生じることがないよう取り扱うものとし、弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめを含む適切な対応を行うものとする。」と記載されている。

同額入札によって落札者をくじ引きに決めるケースが増加するようであれば、そのようなことがないようにするための十分な検討が必要であると考えられる。

#### No. 6 4 契約名：大浦崎スポーツセンター受付事務等に関する委託業務

##### ★意見★

旧音戸町時代からの1者随意契約となっている。随意契約の理由としては、上記のとおりである。地方公共団体が委託先を選定する場合は、不特定多数の参加者を募る「一般競争入札」が原則であるとされている。委託先を選定にあたり競争性を機能させ、事業の経済性を確保する観点からは、原則どおり入札の徹底が望まれ、少なくとも複数見積書の徴取の徹底が望まれる。しかし、当該委託業務においては、地域の団体との1者随意契約が継続しており、複数見積書の徴取もされていないため、競争原理が働いていない状況であり、委託料の金額の適切性の検証ができず、委託料が高止まりとなるおそれがある。業者の選定においては競争性および経済性確保への努力が望まれる。

#### No. 6 6 契約名 呉市役所電気監視盤等管理業務

##### ★意見★

地方自治法施行令第167の2条第1項第3号の規定による1者随意契約となっている。地方公共団体が委託先を選定する場合には、不特定多数の参加者を募る「一般競争入札」が原則とされており、「指名競争入札」や「随意契約」は例外的な取扱いとして認められている。委託先を選定に当たり競争性を機能させ、事業の経済性を確保する観点からは、原則どおり入札の徹底が望まれる。やむを得ず随意契約とする場合であっても、プロポーザル方式によるか、少なくとも複数見積書の徴取の徹底により、業者の選定に競争性を確保すべきである。本契約については、一者随意契約が続いており、複数見積書の徴取をしていないため、競争性が確保されないまま契約金額が決定されている。低い落札率に現れているように、市場価格と比較しても低い価格ではあると思うが、複数見積書の徴取等経済性確保への努力が望まれる。

##### ★意見★

委託業務においては、呉市は履行の点検だけでなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた取組みを行うことが望まれる。本契約者の呉市からの補助金も支給されている外郭団体である公益社団法人であっても呉市の業務の効率化に資することが求められるものである。担当課によると、「当該契約は庁舎管理そのものではなく、監視盤の監視や駐車場対応が業務であり、よって、業務従事者に専門的技術が求められるものではない。」とのことであるが、「庁舎管理」という視点より慣習的に続いている契約でなく、ひとつひとつの委託業務を総合的に検討し、品質管理の点も含めて、効率的・効果的に整理した上で委託していくことが望まれる。

## 第6 総合的監査意見

個別テストでも述べたが改めて総合的意見として次のことを記載する。

### 1 長期間同一業者の随意契約について

地方自治法第234条第1項並びに第2項、これを受けての地方自治法施行令第167条の2第1項で随意契約が締結できる場合を限定している。地方自治体が締結する契約は、一般競争入札が原則であり、競争性・公平性を阻害する可能性のある随意契約は金額的に重要性がない場合や、政策的に必要な場合など、あくまで例外として位置づけられているにもかかわらず、随意契約が圧倒的に多い。要因としては、コストを最小化するという意識が乏しいことである。

特に長年の同一業者一者随意契約の場合は、価格面などでの競争性が全くない結果となっており、既受注者以外の受注希望者は受注交渉に参加することが全くなく公平ではない、質の向上という動機が乏しくなる、などの弊害がある。地方自治法施行令第167条の2第1項のうちの第2号が、非常にあいまいな表現であり拡大解釈できる点（いわゆる2号随契）が指摘できる。

民間企業においては、契約ごとに仕様・価格を再検討し決定することは当たり前である。競争性の確保のため地域の枠をはずして参加者数を増やす、予定価格の決定にあたる場合は複数の参考見積書を徴求する、契約について担当課以外の課の検討の場を設ける、など改善方法は考えられる。例えば地域の枠をはずすと地元企業にとっては短期的には厳しい方法とはなるが、長期的には健全な企業が育ち地域の経済が活性化するものと思料する。改めて、財源は我々市民の「血税」であるとの再認識をする必要がある。

### 2 委託業務の設計について

委託業務を分割、統合し、どの業者と契約するかであるが、大きくなりすぎると受託可能な業者数は減少し競争性が損なわれる。細かく分割しすぎると競争性は向上するがコストは増加する。従って、両者を比較検討し最適な大きさの決定が望まれる。縦割り行政による弊害等も考慮し、横断的に事業を再検討し、大量の同一業務を1契約として1者に委託している契約については業務を適切に分割し、複数者に委託し競争性を高めるべきである。結果として一者随意契約となっている業務については委託業務設計を再検討するべきである。例えば設備の設置業者を設置後の保守点検業者として一者随意契約をする場合等においては、前工程と後工程をまとめてひとつの業務として競争入札としたり、後工程は後工程で入札可能な環境を整えて独自に入札したりと業務設計を改善すべきである。

### 3 外郭団体に対する業務委託

呉市は外郭団体に対していろいろな外部委託契約を締結し、また指定管理先としても選定している。外郭団体に対する業務委託は規模・金額ともに大きい業務が多い。従って当該外郭団体が現業を行うことなく再委託を行うケースもあり、その場合は外郭団体を通すことなく、呉市が直接再委託先に発注することも可能と思われる。対象業務を分類し、地域等で分けし、呉市が入札・公募により直接民間企業に委託すべき業務と外郭団体が介在すべき業務に仕分けすることも可能と思われる。外郭団体にとっても付加価値の少ない業務を行うよりも、民間受

注を行うなど新規事業を行った方が団体にとって有益なものとする。また、外郭団体へ業務を委託する場合、当該委託業務の履行を目的として設立された団体への委託であるという点のみを拠り所として、安易にその性質又は目的が競争入札に適さない契約であると判断すべきではない。当該業務について類似業務も含めて民間が実施していないため競争原理が働かないということを厳格に審査し、2号随意契約に該当するか否かを判断するように、業者選定の透明性の確保のため、当該業務の履行を目的として設立された外郭団体への一者随意契約を判断する際の呉市の方針を検討、明文化することが望まれる。

#### 4 業務評価および改善評価について

地方公共団体が業務委託する場合、一般競争入札を原則とするように、入口ではやる気のあるものを競わせて選任することと、出口ではその成果を評価することが大切である。その評価としてはPDCAサイクルのC（Check：分析と評価）とA（Action：修正した行動）に結びつく必要がある。利用者等の市民の声を聞き、評価することが、市税などの資金が有効に使われ、有益な公共サービスを提供していることについての説明責任を果たすことにつながることになる。この説明責任の観点から、行政が公共サービスに係る状況を適時にかつ十分に把握し評価することが大きな課題と思われる。評価項目としては、一般的には、業務目的の理解、技術力の発揮、協議記録の提出、作業の進捗管理、呉市の要請および発生したトラブルとの対応状況、品質向上に向けた積極的な姿勢、業務目的の達成度、予定価格に対する契約額の割合などが揚げられる。また、外部委託は直営と比較すると、経済性、効率性を高めるが、状況の適時・適切な把握が遅れるというリスクも含んでいる。例えば、形式的な回収率の低い同じ内容のアンケートを毎年実施するのみではなく、直接利用者の声を聞く、利用者および不利用者等の詳細な分析・検討を行うなど、結果分析を有効なものにするための改善策を実施していただきたい。

以 上